

2023年8月より開催

# テールゲートリフターの操作業務特別教育

## 【改正の背景】

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）

併せて、安全衛生特別教育規程について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育を新たに新設するもの。

※令和6年2月1日より特別教育が義務付け。

## 法令等の改正

- ◆昇降設備について（安衛則第151条の67）
- ◆テールゲートリフターの操作の業務（安衛則第36条5の4）
- ◆特別教育（安衛則第39条、特別教育規定第7条の4）



## 開催日

2023年8月より開催 6時間

注) 弊教習センターでは一部免除のコースは開催しておりません。

## 場所

キャタピラー教習所(株) 宮城教習センター

- 受講料／16,000円（テキスト代、税込） ●受講対象／満18歳以上
- ネット又は電話でお申込み下さい。 ※定員になり次第締め切らせて頂きます。

宮城労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所(株) 宮城教習センター

〒989-2421

宮城県岩沼市下野郷字西原202

お問い合わせ先

T E L : 0223-29-3911

F A X : 0223-29-3922